

令和4年7月23日
島根県健康福祉部感染症対策室

※令和4年7月22日より濃厚接触者の方の待機期間が見直し(7日間から5日間への短縮等)されました。同日時点で濃厚接触者である方にも適用されます。

変更後	抗原定性検査を行わない	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
		陽性者との接触等						解除	
変更後	抗原定性検査を行う	0日目	1日目	2日目	3日目	＊3日目解除は、社会機能維持者であるか否かに関わらない。 ＊抗原定性検査キットは「自費検査」とし、薬事承認されたものを必ず用いる(薬局等で購入可能)			
		陽性者との接触等		抗原定性検査→陰性	陰性解除				

＊無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること。

【注意点】
 ただし、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康確認を継続し、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障がい児者施設や医療機関への不要不急の訪問(受診等を目的としたものは除く)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用等の感染対策を徹底してください。

＊参考：令和4年7月22日以前の待機期間

変更前	抗原定性検査を行わない	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
		陽性者との接触等								解除	
変更前	抗原定性検査を行う	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	＊5日目解除は、社会機能維持者のみ。体調不良者は様子を見て解除。			
		陽性者との接触等				抗原定性検査→陰性	陰性解除				